

第 1 2 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 3 年 1 2 月 2 4 日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 11番 富井 保徳 委員 13番 藤本 政嗣 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和 3 年第 12 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 総会に入る前に、本日は令和 3 年最後の農業委員会総会ということで、美郷町長がおみえになっております。町長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。
町長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。町長においては次の公務がありますので、ここで退席いたします。 <町長、退席>
議長	本日は、12 番黒木良昭委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は 13 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしくお願ひいたします。 <挨拶>
	それでは日程表に従ひまして、令和 3 年第 12 回総会を進行してまいります。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。11 番富井保徳委員、13 番藤本政嗣委員、よろしくお願ひします。 続いて日程第 2、会期の日程は、令和 3 年 12 月 24 日、本日 1 日といたします

がよろしいですか。

<異議なし>

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。

それでは日程第 3、議案審議に移ります。

議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

2 ページをお開きください。議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 12 月 24 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 102 番から 105 番の 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 102 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 63 歳の方。譲渡人が、日向市の 66 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字上古園、畑 2 筆と田 1 筆、1,524 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、野菜と水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 6,248 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲受人は現在も郵便局に勤めています。兼業ですが農業もかなり熱心で、水田を 40a 程と原木椎茸の生産を行っております。譲渡人は 10 月の総会でも申請がありましたが、昨年亡くなった父親の代では話が進まなかったものが、譲渡人の代になって次々と近所の人との間で 3 条申請が出来たようであります。現在林地のような状態ですが、木を切って畑に戻したいということでありました。何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 102 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 102 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 103 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 103 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 80 歳の方です。両名は姉妹になります。申請地は、西郷田代字榎ノ鶴、田 4 筆と畑 1 筆、7,195 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、水稻と野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地・借入地共に 0 m²ですが、今回の贈与面積が 7,195 m²でありますので、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。只今事務局から説明がありましたが、申請人は実の姉妹であります。姉妹の両親が亡くなったとき、長女である譲渡人が一旦預かる形で所有していましたが、ご主人も亡くし本人も体調が悪いため、家族と譲受人とで相談し、その際実家の方に所有権を戻すことに決まったそうです。譲受人の自宅の周りが申請地になります。本人たちにも確認をさせていただきましたので、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 103 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 103 番に賛成の方の挙手を求めま
す。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 104 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 104 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 76 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 72 歳の方です。申請地は、西郷田代字二崎、田 2 筆、537 m²であります。申請理由は、交換による所有権移

転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 13,643 m²。家畜は鶏を 5 羽飼養しています。家族総数は 2 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。この案件はだいぶ前の話だそうで、譲受人と譲渡人の父親との間で交換が成立していたそうです。譲受人側はすぐに登記を変更したそうですが、譲渡人の父親は、何らかの事情で少し時間をくださいということで今になったそうです。双方に何の問題もないとのことでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 104 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 104 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 105 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 105 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 49 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 53 歳の方です。申請地は、西郷田代字構ノ谷、田 2 筆、2,303 m²であります。申請理由は、貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 19,317 m²。家畜はありません。家族総数は 3 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。譲渡人は勤め人で管理が出来ないので、譲受人にお願いしたそうです。譲受人は農業関係を手広くやっております、この集落では一番若手

であります。無理を言ってお願いしたようですが、引き受けてくれたと報告を受けております。問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 105 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 105 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 40 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。議案第 40 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 12 月 24 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 106 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 106 番です。申請人が、美郷町南郷神門の 64 歳の方です。申請地は、南郷神門字上名木、畑 1 筆、384 m²であります。申請の理由は、現在町営住宅に入居している長男夫婦の住宅を、実家に隣接する自己所有農地に建築するためとなっております。転用後の用途は、一般住宅用地。転用の時期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 2 年となっております。造成工事も計画しているようであります。15 ページが地籍集成図になりますが、申請地の周辺には農地はありません。東隣に隣接する住宅の方には承諾は得ていると伺っております。16 ページが土地利用図、17 ページが平面図、18 ページが現況写真になります。本件につきましては、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であり、資金計画書・土地利用計画図等の内容から判断して条件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4 番、田野です。申請人に話を聞きに行つて来ました。本当はもっと早く建てたかったそうですが、大工さんが忙しく今の時期になったそうです。あとは事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 106 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 106 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

19 ページをお開きください。議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 3 年 12 月 24 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 107 番から 109 番までの 3 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

21 ページをお開きください。受付番号 107 番と 108 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一であるため、あわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。

受付番号 107 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 79 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字沖ノソネと和田東、田 2 筆、4,339 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。

受付番号 108 番。利用権を設定する者が、日向市の 63 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字和田、田 3 筆、2,911 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受けるものの経営状況ですが、自作地のみ 11,078 m²。家族総数は 2 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は、2 件とも継続となります。22 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。利用権の設定を受ける者は、昔はタバコを生産していました。JT の減反政策で、現在は水稻とハウス金柑でがんばっており、地区のリーダー的存在であります。107 番の利用権を設定する者は義理の兄弟になり、長年耕作を続

けております。108 番も 40 年以上耕作を続けており何も問題ないと思われま
す。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 107 番と 108 番について質
疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

どうぞ。

若杉委員

1 番、若杉です。継続案件ですが、経営状況の小作地の欄が 0 になっていま
すが、どうしてですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局員

申請書上、継続の面積分は一旦小作地から外れるとお考えください。

議長

若杉委員、よろしいですか。

若杉委員

はい。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 107 番と 108 番に賛成の方の挙手
を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございました。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 109 番の説明をお願いします。

事務局員

23 ページをお開きください。受付番号は 109 番です。利用権の設定を受ける者
が、美郷町西郷山三ケの 63 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷立石の 80
歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷立石字長迫、田 1 筆、1,399 m²であり
ます。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受
ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 23,047 m²。家族総数は 2 名の労力 1
名となっております。利用権設定区分は新規となります。24 ページが地籍集成図
になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし

ているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。利用権の設定を受ける者は繁殖農家であり、立石地区の大部分の農地をもう 1 人の繁殖農家と耕作・管理しています。利用権を設定する者は、申請地だけは自身で管理していたんですが、高齢のため管理が難しくなったため今回の申請になったようです。双方に何の問題もないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 109 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 109 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 3 年第 12 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 富井 保徳

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

